

大竹市告示第 1 1 7 号

大規模小売店舗立地法（平成 1 0 年法律第 9 1 号）第 6 条第 1 項の規定により大規模小売店舗の届出事項の変更の届出があったので、同条第 3 項において準用する同法第 5 条第 3 項の規定により、次のとおり公告するとともに変更届出書を縦覧に供する。

令和 6 年 7 月 1 6 日

大竹市長 入 山 欣 郎

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

- (1) 名 称 ダイレックス大竹店
- (2) 所在地 大竹市北栄 8 3 8 番 外

2 変更した事項

- (1) 大規模小売店舗の名称及び所在地
別紙 1 及び別紙 2 のとおり
- (2) 大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人に
あつては代表者の氏名
別紙 1 及び別紙 2 のとおり
- (3) 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並
びに法人にあつては代表者の氏名
別紙 1 及び別紙 2 のとおり

3 変更年月日

令和 6 年 3 月 1 日

4 変更する理由

- (1) 店舗名称が正式に決定したため（第 2 項第 1 号に係る事項）
- (2) 設置者の代表者交代のため（第 2 項第 2 号に係る事項）
- (3) 小売業者の代表者交代のため（第 2 項第 3 号に係る事項）

5 届出年月日

令和 6 年 7 月 1 0 日

6 変更届出書の縦覧場所、縦覧期間及び縦覧のできる時間帯

- (1) 縦覧場所
大竹市総務部産業振興課（大竹市小方一丁目 1 1 番 1 号）
- (2) 縦覧期間
令和 6 年 7 月 1 6 日から令和 6 年 1 1 月 1 6 日まで。ただし、大竹市
の休日を定める条例（平成元年大竹市条例第 2 1 号）第 1 条に規定する
休日を除く。
- (3) 縦覧のできる時間帯

午前 9 時から正午まで及び午後 1 時から午後 5 時まで

7 意見書の提出

大規模小売店舗立地法第 8 条第 2 項の規定により、この公告に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、この公告の日から 4 月以内に限り、大竹市に対し、意見書の提出により、これを述べることができる。

8 意見書の提出期限及び提出先

(1) 提出期限

令和 6 年 1 1 月 1 6 日

(2) 提出先

〒 7 3 9 - 0 6 9 2

大竹市小方一丁目 1 1 番 1 号

大竹市総務部産業振興課

sangyo@city.otake.hiroshima.jp

別紙 1（変更前）

（１） 大規模小売店舗の名称及び所在地

氏名（名称）	住 所
(仮称)ダイレックス大竹店	大竹市北栄 8 3 8 番 外

（２） 大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

氏名（名称）	代表者の氏名	住 所
ダイレックス株式会社	代表取締役 多田 高志	佐賀県佐賀市高木瀬町大字 長瀬 9 3 0 番地

（３） 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

氏名（名称）	代表者の氏名	住 所
ダイレックス株式会社	代表取締役 多田 高志	佐賀県佐賀市高木瀬町大字 長瀬 9 3 0 番地

別紙 2 (変更後)

(1) 大規模小売店舗の名称及び所在地

氏名 (名称)	住 所	備考
ダイレックス大竹店	大竹市北栄 8 3 8 番 外	名称変更 (令和 6 年 3 月 1 日)

(2) 大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

氏名 (名称)	代表者の氏名	住所	備考
ダイレックス株式会社	代表取締役 五味 肇	佐賀県佐賀市高木瀬町大字 長瀬 9 3 0 番地	代表者交代 (令和 6 年 3 月 1 日)

(3) 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

氏名 (名称)	代表者の氏名	住所	備考
ダイレックス株式会社	代表取締役 五味 肇	佐賀県佐賀市高木瀬町大字 長瀬 9 3 0 番地	代表者交代 (令和 6 年 3 月 1 日)